

総価契約単価合意方式

大規模工事中心に拡大へ

国土省 設計変更の片務性解消期待

国土交通省は本年度、WTO政府調達協定が適用される大規模工事を中心に、「総価契約単価合意方式」による発注の試行を開始する。同方式は、総価での契約とともに、単価についても、あらかじめ発注者と受注者間で協議して合意しておく方法。既に、高度技術提案型の総合評価方式案件などに導入されているが、標準型などでも実施し、本格導入へとつなげていく。設計変更で新規工種が加わった場合に、当初の落札率を反映させるかどうかについても併せて検討していく。

Ⅱ4面に関連記事
対象案件数などの詳細は今後詰める。工期が2～3年の大規模案件から導入していく方針。

同方式では、設計変更や出来高部分払いの際に、合意しておいた単価を用いることができるため、金額協議がやりやすというメリットがある。部分払いの円滑な実施にもつながるため、受注者側のキャッシュフローの改善といった効果も期待されている。受注者側からは、適正かつ円滑な設計変更の実施を求める意見が出ており、国土省はこうした観点からも、総価契約単価合意方式の適用が有効とみている。

総価契約だけの場合は、設計変更時などに発注者側の積算単価が優先されるケースが少なくない指摘されている。

同省は、「総価契約単価合意方式の試行拡大により、設計変更の片務性の解消につなげたい」（官房技術調査課）としている。